

平成 30 年 3 月 16 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月16日（最終日）

- 日程第1 議案第4号 南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定について
- 日程第2 議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第7号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第8号 南知多町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 南知多町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第20号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第21号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算
- 日程第21 議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成30年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成30年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	山下雅弘
検査財政課長	田中吉郎	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二

産業振興課長	川 端 徳 法	水道課長	相 川 徹
厚生部長	柴 田 幸 員	住民課長	宮 地 利 佳
福祉課長	神 谷 和 伸	環境課長	宮 地 廣 二
保健介護課長	鈴 木 茂 夫	教 育 長	大 森 宏 隆
教育部長兼 学校教育課長	内 田 静 治	社会教育課長	森 崇 史
学校給食 センター所長	宮 本 政 明	会計管理者 兼出納室長	鈴 木 正 則
学校教育課 指導主事	蟹 江 敏 広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相 川 博 運	主 幹	大久保 美 保
--------	---------	-----	---------

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は足元の悪い中、皆さんに御出席をいただき、ありがとうございます。

去る3月2日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第4号 南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第4号 南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第5号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る7日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、住所地特例とは何か。また障害認定とあるが、どのようなことか。

答弁といたしまして、住所地特例とは、病院や施設に入所するために区域外に住所を移した場合、従前の住所地に住所を有するとみなして、引き続き被保険者とするをいいます。

後期高齢者医療は、75歳になると年齢到達で加入しますが、一定の障害がある65歳以上の方は、選択により後期高齢者医療に加入することができます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第3、議案第6号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、この条例に積極的に賛成する立場から賛成討論をいたします。

9月の議会の折に、私は南知多町の労働安全衛生法に基づく職員の健康管理体制について問題点を指摘させていただきました。それは、産業医が安全衛生委員会に常時出席していないこと、また、職場巡視が法令に基づき実施されていないことを問題にしたことです。

今回、この内容を改善し、産業医の安全衛生委員会への出席と職場巡視を実施するように報酬額を上げるものであり、南知多町が積極的な労働安全衛生体制をつくろうとする当局の姿勢を評価するものです。

しかし、残念ながら、まだまだ不十分な点があります。さらなる改善の提案をさせていただきます。

職場労働者の適正な健康管理と労働条件の安全衛生の責任は、町長の責任です。南知多町で、あの電通事件のような第2の高橋まつりさんを生み出してはなりません。町長には労働基準法、労働安全衛生法などに基づく職場環境を整備する義務があります。

しかし、今回の報酬改定の積極的な施策の前提としての労働時間管理の体制が整備されていないことも指摘せざるを得ません。産業医による面接指導の条件は、労働条件、いわゆる労働時間の適正な把握が根本です。それなくして、適正な面接指導はできません。

ん。

今回、職場の労働条件の改善をさらに進めるものとして、タイムレコーダー、ＩＣカードなどの客観的な記録方法の導入で、過労死基準と言われる84時間、100時間の時間外労働の適正な把握を求めるものです。今の南知多町の目視や印鑑、時間外命令簿だけでない正確な労働時間の把握方法の改善を期待するものです。

既に半田市では、平成27年度からＩＣカードによる出退勤の管理がされています。美浜町でもやはり同じようにタイムレコーダー、ＩＣカードではないけれど、出退勤時刻を自己申告の記入だけは、宿直室の前で全員が記入し、全員の労働時間把握をできるだけ正確に記入するようにしているとのこと。そして毎月、それが紙にして報告されております。

南知多町においても、管理職を含めた職員の皆さんの正確な労働時間把握がなされるべきです。タイムカードもＩＣカードもそうお金がかかることはありません。職場の労働安全衛生の向上のさらなる検討をお願いするものです。それをお願いして、この条例に賛成するものです。終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第7号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 南知多町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第8号 南知多町防災会議条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第9号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第9号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て御報告を申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい

て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

よろしく申し上げます。

議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、この条例に反対する立場から討論に参加をいたします。

既に初日の本会議質疑でも問題にしましたように、今回の条例改正は、消防団員がもし消防業務で公務災害時にけがしたり、亡くなったりした場合に、南知多町の公務災害補償法5条関係の補償基礎額に加算する加算額の扶養手当額を改めるものです。

さきに指摘しましたように、これは確かに国の扶養手当額が下がっておりまして、それに合わせたという、そういう説明でありましたけれど、全体として切り下げられます。改悪です。配偶者手当は平成28年には433円ありました。現行の29年度は333円です。それを今回、さらに217円と切り下げるものでございます。配偶者は一番補償の対象となる場合が多い形です。にもかかわらず、下げられております。子ども手当への額は267円から333円と改善はされておりますが、孫、祖父母、弟妹、重度身障者への加算手当については、今まであった300円出せるという特別条例を取り払い、一律に217円に引き下げられております。

国の制度が変わったから、政令だから南知多町もすぐに国に合わせるというのは地方

自治ではありません。南知多町の消防団員の皆さんの働く条件の切り下げにしないように、できるだけ配慮をするのが住民に寄り添った施策です。万が一のときの公務災害補償です。ただでさえ、切り下げられている現行条例を変える必要はありません。反対をいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第11号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

本件に対して内田議員からお手元に配付しました修正の動議がされています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

修正案を提示しておりますので、お手元にある紙を2枚開いていただくと修正案の提案理由というのがありますのでそれをごらんください。

改正に対する提案理由でございます。

まずは、基本的に南知多町は15万円台という一番高い税額となっております。これをさらに引き下げるために、この修正案を提示しました。

その中身でございますが、2番のところを見てください。

現行の今の改正案については、後期高齢者部分支援金部分の課税額の世帯別平等割の改正の修正でございます。これは現行では6,000円を7,200円に引き上げると、1,200円引き上げるといふ、そういう改正案になっております。そのところをそれは改正しなくていいと、7,200円を6,000円に、現行そのままやりましょと、そういうふうな私の修正案でございます。

既に、南知多町は先ほど申しましたように、県下一で一番高い15万円台という保険税の町です。今回の一部改正では、県の示す保険料に対する一定の見直しが南知多町で当局からされました。税務課の資料によれば、本年度の国保税の徴収額は約8億5,000万円です。愛知県から示された30年度納付額は約9億円で、29年度との比較では、5,000万円の増額となっていました。

改正案では、この5,000万円増を減らすために、医療給付分の所得割を0.1%引き下げ、医療給付分と後期高齢者支援金分の均等割を合わせて5,000円引き下げるといふ見直しをしております。その内容は、今回南知多町から提案された一部改正案です。

私は、南知多町が県から納付額を見直したことは一定評価するものであります。なぜならば、県納付額がそのままならば、約73%近くの世帯で現行の国保税が上がってしまうからです。これを南知多町の石黒町長をはじめとして見直しをしました。ここは評価します。

しかし、今回、一部条例改正案にあるような、このような南知多町の見直しでも、税務課が発表している資料を見ても3,463世帯中、1,580世帯の45.8%がまだ値上げになります。とりわけ、今回は資産割をなくしているために、資産割を払っていた世帯と資産

割がなかった世帯の負担増は激しいものです。税務課が示しているモデルケース、40代夫婦、子ども2人のモデル世帯でも、30年度に85万400円となる保険税である世帯は、現行から14万円も上がる世帯もあれば、またある世帯は9万円ばかりの負担で終わる5万円の格差がついている制度改悪となっております。

誰でもが払える保険税にすることこそ、町長、議会の役割です。国保運営協議会の審議は経ておりますが、町長は12月時の試算時には、国保運営協議会の場合には所得割を0.2%、今提示されている額よりもさらに0.1%プラスして、0.2%引き下げるという提案をしております。均等割も5,000円ではなく、7,000円引き下げるとしておりました。

それを一転、1月の最終保険料が決定すると少し負担が減ったのか、所得割を0.1%にして、均等割も5,000円として引き下げる額を12月より後退させてしまっております。少しでも、誰でも払える保険料にしないといけないのではないのでしょうか。財源は大丈夫です。決断は一つです。今回の160万円の人間ドックも町長の決断です。

つまり、12月議会に、私に厚生部長が答弁したように、繰越剰余金があるから大丈夫と言ったように、現在の保険会計は、今回、私が修正案で示した約400万円程度の財源はしっかりとあるはずなのです。

私たちのこの議会で決断していきましょう。住民課で、この4年間ばかりの国保特別会計の繰越剰余金の額を調べてもらいました。平成26年、繰越剰余金は1億9,926万8,000円、平成27年繰越剰余金は1億3,367万2,000円、平成28年度は1億1,735万円、平成29年度は見込みで5,016万5,000円とのことです。

私の修正案の約400万円弱の追加財源としては、繰越剰余金も使えますし、一般会計からの繰り越しを少しふやすことでも対応できます。また、30年度議案で約1,000万円ほど補填したように、何なら財政調整基金も使うことができます。議員の皆さん、議会として私の修正案を可決し、全ての町民の皆さんが少しでも払える国民健康保険税額にしようではありませんか。そして、県一高いとする保険税額を引き下げる努力をしようではありませんか。これこそ議会の役割だと考えます。議員諸氏の皆さんの懸命な御判断を期待するものです。以上です。

○議長（藤井満久君）

説明が終わりました。

ただいまの修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は最初に原案に賛成のもの、2番目に原案及び修正案に反対のもの、3番目に原案に賛成のもの、4番目に修正案に賛成のもの順に、人数が多い場合はこれを繰り返します。なお、討論は1人につき1回となっています。

最初に、原案に賛成の討論はありませんか。

(挙手する者あり)

11番、榎戸議員。

○11番(榎戸陵友君)

それでは、議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的役割を担うこととなった。これにより、県は市町村に医療給付費等を確保するための納付金を求めるとともに、その納付金額を確保するための国民健康保険税の必要額及び標準保険税率を市町村に示している。本議案は、その税金を確保するため、標準保険税率を参考に平成30年度の税率を見込んだものである。

さて、本年1月17日に国民健康保険運営協議会が開催され、私も公益を代表する委員として出席をしました。その会議の中で、平成30年度国民健康保険税率案が示され、町長より南知多町国民健康保険税の改定についての諮問を受けました。

その際、県が示す標準保険税率では資産割が廃止される中、所得税が増となり、均等割、平等割も一部を除き増となっているが、一般会計からの繰入金で昨年度まで行っていた額の3,000万円に、本町の被保険者に起因しない激変緩和措置による増額分500万円を加え、3,500万円を繰り入れることにより、税率の軽減を図るとの説明がありました。

慎重審議をした結果、国民健康保険運営協議会としては諮問事項を適当と認める旨の答申をしております。

ただいまの説明による内田議員の修正案は、後期高齢者支援金等課税額のうち、世帯平等割の増額をやめて現行どおりとするものであるが、原案の修正案を見てみると、医療保険分に係る基礎課税額では世帯平等割を7,500円引き下げ、後期高齢者支援金分に

係る後期高齢者支援金等課税額では1,200円引き上げているもので、この2つはそもそも課税の対象者が全く同じであり、合計では現行より6,300円の引き下げとなっている。さらに、後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療に係る費用の一部を負担するためのもので、その支援金納付に必要な税を確保するために、医療保険分とは別に課税するものである。全てが増税にならないようにできるならそれが一番いいと思うが、世帯の状況により増減がある上に、被保険者の税を減額するために一般会計からの繰入金を増額することは、社会保険など国民健康保険以外の保険に加入する約6割の住民の方にも負担を求めることになる以上、限度があると考えます。

また、国民健康保険特別会計の繰越金については、今年度末の繰越額が未確定の上に、来年度の国民健康保険税課税のもとになる所得が確定していないため、繰越金のうちの余裕財源と言える額を見込むことは難しい状況である。

私としましては、こうしたことから本議案については原案の改正案に賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

まず、原案に対する内田議員より提出された修正案について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決いたします。

原案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例
について

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第13号 南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第13号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい
て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし
ました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 南知多町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第14号 南知多町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第14号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第15号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第15号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第16号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第14 議案第17号 南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について**

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第17号 南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第17号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第18号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料の所得段階について、合計所得金額が1,000万円以上の第13段階を設けることを検討するか。答弁といたしまして、検討する場合は、次の計画期間である平成33年度から平成35年度までの第8期介護保険事業計画を策定する中で検討することになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5 番、内田保議員。

○5 番（内田 保君）

議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について、この条例に賛成する立場から討論に参加します。

介護保険は、人間最後、誰でもお世話になる可能性の大きいのであり、使いやすい、できるだけ本人の負担が少ないものにすることが望ましいものです。

今回、介護保険料の本人負担額の基準額が5,100円から5,000円に引き下げられたのは、町内の皆さんから使いやすい保険料とするためであり、賛成するものであります。

この間の保険介護課の職員の皆さんの丁寧な今後3年間を見通した保険料の積算試算計画と約1億3,000万円の基金の繰り入れの決断などにより、住民本位の姿勢で介護保険料の見直しがされたと考えます。知多半島でも保険料が下がるのは南知多町だけです。愛知県の中でも、保険料が下がる自治体は約5市町というぐらいに言われているそうであり、当局の皆さんの努力に敬意を表するものです。

ただ、5,000円という金額は、知多半島でも阿久比町の4,780円、武豊町の4,960円と比べれば、まだまだ利用者目線では高いものです。介護保険制度を今後維持していくためにも、私が12月議会で提案した保険料の所得段階を13段階として、現行800万円基準額約2倍、1,000万円台をつくり、半田市、武豊町のような2.3倍の保険料段階の工夫をしてもいいのではないかと、今後の南知多町の介護保険の課題と考えます。

ただ、今後の最も大きな課題は安倍政権の介護保険制度の改悪に対して、どのような南知多町として施策を講じていくのかであります。今後、地域包括ケアシステムが強化され、自己責任、地域責任が押しつけられる可能性が高いです。また、年収が一定額を超える人の介護サービス料を3割に引き上げるとの計画もあります。国保制度と同じように、要介護認定率の低下など給付の適正化に努力した自治体の予算を優先的に配分するという努力者支援制度を押しつけ、その動きも大です。

予防や健康づくりや本人の健康の状態の改善などにより、結果として要介護認定率が下がるのは歓迎すべきことですが、この間に厚労省の地域包括ケアシステムのモデルとされている自治体、例えば埼玉県の和光市や東京の荒川では、卒業の名による介護サービスの打ち切り、要介護認定を受けさせない、そういう門前払い、地域ケア会議の指導の名のもとで強引なサービスの縮小などが問題となっております。

しかも、安倍政権は医療・介護総合法により、要支援1、2の介護サービスを保険給

付から既に外してしまいました。今のところは、地域支援にお金が出されておりますが、今後どうなるかわかりません。無資格者が行う基準緩和サービスへの置きかえもされており、今、要介護1、2さえも介護保険から外そうとの狙いも利用者に犠牲を強いる改悪が上げられております。要介護認定率が高い、介護給付の水準が高いとされる自治体に給付の適正化を示し、予算をよそにして数値目標を立てさせ、介護サービスの受給者を減らす改革を競わせれば、乱暴なサービス切り捨てが横行するのは明らかです。

今後は南知多町としても、低所得者に寄り添う介護保険制度とあわせての保険料の仕組みをしっかりと検討していくことが必要だと思います。賛成討論とあわせて、私の提案を言わせていただきました。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第19号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

環境課関係について、質疑としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金はどういった場合に補助があるのか。また、補助額は幾らか。答弁としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金の補助対象は、新築のもののほか、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換が対象で、人槽別の補助限度額は5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円となっています。

また、本町では転換するものには、撤去費の一部も補助対象となり、上限額9万円までの上乗せ補助をしています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について、質疑としまして、のり競争力強化対策事業費補助金とは何か。答弁としまして、この補助金は安価な外国産ノリに対抗するため、国内ノリ業者が高精度な大型ノリ乾燥機等の施設整備に対する補助金であります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時30分までといたします。

[休憩 10時19分]

[再開 10時30分]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第17 議案第20号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第20号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、歳入で国庫支出金の財政調整交付金を減額補正する理由は何か。答弁としまして、療養給付費が当初の見込みより少なく、所得が当初の見込みより多かつたため、財政調整交付金が減額となる見通しです。

次の質疑としまして、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費を減額補正しているが、医療費が当初の見込みよりも伸びなかったということか。答弁としまして、当初予算で見込んでいたよりも医療費が伸びなかったためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第21号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第22号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第23号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、スポーツ推進委員とはどのように選ばれるのか。また、南知多町の社会教育ビジョンは話し合われているのか。答弁としまして、スポーツ基本法第32条第1項、第2項の規定に基づいて、南知多町スポーツ推進委員に

関する規則で定数を15名と定めており、その選任については、委員にふさわしい人物を町内5地区の区長会長から3名ずつ選出していただいております。

また、南知多町の社会教育ビジョンについては、スポーツ推進委員の役割としてのニュースポーツの実技指導に加え、新規事業の実施についても県内外での取り組み事例を参考としながら、幼児から高齢者までを対象としたスポーツの機会の創設やスポーツ人口が増となる事業を検討しています。

次の質疑としまして、文化財保存事業補助金の対象はどのようなものか。答弁としまして、内海馬場区と大井区の山車及び内海東端区のからくり人形の計3件の修理費用に対する補助を予定しております。

学校教育課関係について、質疑としまして、小学校一般管理費の中のスクールバス運転業務委託料について、予算額が平成29年度と比べて3割ほど減少している減額の理由はなぜか。答弁としまして、スクールバス運転業務委託料は内海小、豊浜小への通学分と、校外学習やプール移動用などの不定期分に分けることができます。主な理由としまして、通学分の運行委託料の減額が要因となっています。

また、平成29年度から3年間の長期継続契約を結んでいますが、平成29年度当初予算額として年間予算780万円に対して、入札額が年額388万8,000円となり、この契約額をもとに30年度は予算計上しております。

次の質疑としまして、学校保健対策事業費の中で、教職員の100時間以上の長時間労働者への産業医との面接費用はあるのか。答弁としまして、長時間労働やメンタルヘルス、ストレスチェックによる面接指導費として、1回当たり1万800円で10回分の10万8,000円を報償費の中の学校医等報償で計上しております。

学校給食センター関係について、質疑としまして、学校給食センター基本計画・基本設計業務委託を発注するに当たり、建設予定地は決定済みなのか。答弁としまして、学校給食センターの建設予定地につきましては、さまざまな条件や多額の建設費用を要するため、基本的には町有地の有効利用を優先することとしております。

候補地として、町中央部の豊丘地区にある主要地方道半田南知多公園線沿いの旧新運動公園、その東側の周辺土地（私有地）及び旧豊浦保育所・むくろじ会館自由広場の一部の3カ所を考えております。

30年度におきまして、これらの候補地について具体的な比較検討や協議を行い、建設予定地を正式に決定していく予定としております。また、現時点での計画としては、平成

33年9月稼働開始を目標としています。

次の質疑としまして、調理室床補修工事はどのような工事を行うのか。答弁としまして、床のでこぼこや塗装のはがれ、ひび割れがあり、事故防止のため床面を平らにし、再塗装するものであります。また、排水溝においても塗装のはがれやひび割れが激しく、応急的に補修工事を行うものであります。

次に、住民課関係について、質疑としまして、国民年金等事務交付金の増の理由は。答弁としまして、歳出における年金生活者支援給付金システム改修業務委託料80万円と年金進達書類様式統一化システム改善改修業務委託料145万8,000円の合計225万8,000円に対し、特定財源として国民年金事務費交付金が増額するためです。

次の質疑としまして、年金生活者支援給付金システム改修業務委託料の給付金とはどのような給付金か。答弁としまして、平成31年10月に消費税率が10%に引き上げられることに伴い、年金生活者支援給付金法に基づいて、年金を受給している低所得の高齢者や障害者等に対して支給される給付金です。

次に、福祉課関係について、質疑としまして、子育て支援金は何の目的か。予算の20人の根拠は何か。答弁としまして、次代を担う子どもの誕生を祝うとともに将来の健やかな成長を願い、町民の子育てを支援し、活力のあるまちづくりに資することを目的としています。予算20人の根拠については、平成26年度から平成28年度までの実績の平均から計上しています。

次の質疑としまして、地域活動支援センター事業費補助金の252万円増の要因は何か。答弁としまして、NPO法人かもめ福祉会の運営に対する補助金であり、この事業は南知多町と美浜町で共同実施をしています。増額の主な要因は、老朽化している送迎用車両を更新する予定で、その費用について補助を行うためです。

次に、環境課関係について、質疑としまして、がんばるごみ減量報奨金について、平成29年7月から12月下半期までの各地区別の1人1日当たりのごみ量はどれだけか。答弁としまして、平成29年7月から12月までのがんばる減量報奨金の対象となる各地区別の1人1日当たりの家庭系ごみの量は内海地区592グラム、豊浜地区597グラム、師崎地区599グラム、篠島地区643グラム、日間賀島地区595グラムです。

次の質疑としまして、ごみ減量化対策事業のうち、消耗品177万4,000円増の要因は何か。答弁としまして、主な要因は、生ごみの水切りを推進し、ごみ減量を図るために生ごみ減量化資材として水切りバケツ1,000個を購入し、希望者に無料で配付するための

費用です。

次に、保険介護課関係について、質疑としまして、知多地区第二次救急医療対策費負担金はどのように使われているか。答弁としまして、知多地域の二次救急医療病院、半田市立半田病院、常滑市民病院、公立西知多総合病院、知多厚生病院、小嶋病院、石川病院、杉石病院、渡辺病院が担う休日、夜間診療のための職員給与費等が対象です。必要額を人口割で知多半島圏域の市町が負担するものであります。

次の質疑としまして、敬老事業の総事業費予算額はどれだけか。また、負担割合はどうか。答弁としまして、敬老事業委託料は、内海、豊浜、師崎地区の3地区合同で開催する敬老まつりと、篠島、日間賀島地区でそれぞれ開催する敬老会の運営に係る経費であります。総事業費の予算額は290万円で、負担割合は町が2分の1、社会福祉法人南知多町社会福祉協議会が2分の1です。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第23号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について、質疑としまして、愛知県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の負担金について、町の負担率はどうなっているか。答弁としまして、町の負担率は、県が単独で実施する内海内田区域、豊浜初神区域及び片名於更地区は10%、県が国の補助を受け実施する場合は、事業の採択基準により負担率が異なっており、山海間草区域は2.5%、山海向山区域は5%となっております。

次の質疑としまして、都市計画調査とはどういうものか。答弁としまして、都市計画調査は、愛知県から依頼を受け、平成28年度から平成32年度の5カ年で調査するもので、平成30年度の調査内容は土地利用の現況調査を実施するものです。

産業振興課関係について、質疑としまして、県観光キャンペーン推進事業特別会費負

担金とは何か。答弁としまして、この負担金は、愛知県がＪＲグループと共同で開催する観光キャンペーンに対する負担金で、事業期間は平成29年度から平成31年度の３年間であります。

次の質疑としまして、耕作放棄地解消対策事業補助金とは何か。答弁としまして、耕作放棄地の解消を図るため、耕作者または所有者が伐採、伐根、整地等を行い、耕作可能な状態にする事業に要する経費を補助するもので、補助額は耕作者が行う場合は10アール当たり３万円、所有者自身が行う場合は10アール当たり１万5,000円が上限となっております。

続きまして、税務課関係について、質疑としまして、エルタックス審査システム利用料とは何か。答弁としまして、各事業所等から南知多町に対して法人町民税、固定資産税（償却資産）の申告、給与支払い及び公的年金支払いの報告など、インターネットでの電子データの送受信を行うため、システムの利用会社へ支払う経費です。

続いて、防災安全課関係について、質疑としまして、ＭＣＡ同報無線拡声子局バッテリー取りかえ工事とＪアラート受信機取りかえ工事について、年数経過によって実施するものか。答弁としまして、ＭＣＡ同報無線拡声子局バッテリーについては、定期的な交換として予算計上したもので、２カ年での交換を予定しています。30年度は31カ所交換予定です。Ｊアラート受信機については、今回、新型受信機と交換する予定であり、これにより伝達速度が速くなるメリットがあります。

次の質疑としまして、郷土資料館解体工事について着手時期はいつか。また、跡地の利用はあるか。答弁としまして、５月ごろに設計委託をし、夏過ぎに着工予定です。また、更地になった後は駐車スペースとして考えています。

総務課関係について、質疑としまして、庁舎維持管理費の光熱水費について、庁舎照明ＬＥＤ化工事が今年度から始まっているが、昨年度の予算額から大きな減額は見られないがなぜか。電気量の削減効果はどの程度見込んでいるのか。答弁としまして、電気量の予算額は、平成28年10月から平成29年９月までの実績額から算出しております。そのうち、本庁舎につきましては596万8,000円でした。今年度、本庁舎１階の照明をＬＥＤ化した効果につきましては、年間20万円の削減を見込んでおります。また、今後、庁舎全体のＬＥＤ化工事が完了した場合、電気量の７％程度の削減を見込んでいます。

質疑としまして、町長選挙費と県知事選挙費の職員給与費において、時間外勤務手当の金額に差があるのはなぜか。答弁としまして、町長選挙における選挙当日の職員の時

間外勤務については、1日の勤務時間に当たる7時間45分は週休日の振りかえにより対応しております。そのため、町長選挙費と県知事選挙費の時間外勤務手当の金額に大きな差が生じております。

続いて、企画課関係について、質疑としまして、電算一般管理費の総合住民情報システム使用料1,814万4,000円はどういうものか。また、毎年かかるものか。答弁としまして、総合住民情報システム使用料は、住民記録、税情報、福祉情報等を総合的に管理するもので、毎年同じ費用がかかります。質疑としまして、負担金として幾つか計上されているが毎年かかるものか。答弁としまして、あいち電子自治体推進協議会負担金、地方公共団体情報システム機構負担金、あいち情報セキュリティクラウド運用負担金とあり、多少金額の変更はありますが、システム管理上毎年かかるものであります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ここで少し休憩をしますので、その場で少しお待ちください。

〔 休憩 10時54分 〕

〔 再開 10時55分 〕

○議長（藤井満久君）

本会議を再開いたします。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

済みません。先ほど答弁の中で、私が言い違いがありましたので、ちょっと訂正させていただきます。

環境課関係についての答弁の中で、1人1日当たりの家庭系ごみの量ですけれども、師崎地区で595グラムが正解なんですけれども、599と私は言ったつもりはないんですけど、言ったそうでございますので、ちょっと訂正させてください。よろしく願います。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5番、内田保議員。

○5番(内田 保君)

それでは、議案第23号、平成30年度南知多町一般会計について、この一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

予算議会の意義は住民のさまざまな要求に基づき、その税金の使い方が適正であるかを審議し、決定する場であります。日本共産党は無駄を削り、不要不急の事業等の負担を見直し、本当に必要などころにお金を回す立場から討論に参加します。

国と県の施策は、交付税等で南知多町の政治財政に直結いたします。安倍政権下では社会保障予算の自然増削減を掲げ、公的医療、介護制度を土台から変質させる改悪が次々と具体化され、南知多町の財政が苦しくなっています。愛知県においても、国保税の県単位化などで、大変大きな財政負担がなされようとしております。

生存権を保障する憲法25条にのっとった政治が今こそ求められております。国の悪政のもとでも南知多町の町民の命と暮らしを守る政治が求められております。

今回の予算の中には、昨年4月から始まった南知多町の子ども医療費の高校生までの無料化施策の継続をしており、国の子ども医療費無料化のペナルティーを乗り越えた南知多町の子どもたちの健康と医療を守ろうとする、その姿勢を示すものであります。

そのほかにも、人間ドックの補助の創設や新生児難聴検査補助、ごみ減量化への報奨金創設など、数多くの点で評価する施策はあります。

しかし、南知多町の30年度予算には、以下の7つの問題があると考えております。

まず、第1の問題は、国保会計への一般財源からの法定外繰り入れをもっとふやすべきという問題であります。

既に先ほど議論もしましたが、国保会計は本年度からは県統一の制度となり、15万円台という県下一高い南知多町の国保税に対しては、現在、他市町でも実施している南知多町独自の一般財源からの思い切った法定外繰り入れはどうしても必要な施策です。3,500万円を繰り入れしています。

しかし、まだまだ不十分と言わなければなりません。一般会計は、平成28年度決算で

も約4億円の黒字です。町民が払える国保料にするために、国保税の徴収方法の見直しと同時に、一般会計や基金をうまく利用し、国保会計への一般会計からの繰入額をもっとふやすべきであります。

第2の問題は、知多地方税滞納整理機構への負担金は、支出は認められないという問題です。

当初機構は、2011年度から2014年度までの3年間の設置期間でありました。延長され、現在も引き継がれ、南知多町も、ことしも30万円の負担を払おうとしております。

9月議会でもお話ししましたが、昨年、私はある滞納者に同行し、その半田の滞納整理機構徴収業務者の対応の強引さを実感いたしております。高額滞納者に対しては成果がある。徴収技術の向上などと当局は説明しておりますが、その徴税方法はまず差し押さえを前提にした強権的な手法です。

私は、滞納自体を擁護して発言するわけではありません。しかし、滞納に至る理由は、経済的な理由、そして家族的な理由、そしてさまざまな病気。行政の役割は、さまざまな払いたくても払えない方の理由をまず聞き取ることが大事な役割ではないでしょうか。

機構の対応は、行政の役割から切り離された非日常的な徴収行政姿勢そのものです。これでは、町民と行政の信頼関係が近くなるわけはありません。南知多町は滞納整理機構から脱退し、整理機構は解散し、滞納整理の窓口を住民に寄り添った心ある南知多町での窓口対応の役場一本化にするべきであると考えます。

第3の問題は、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会の負担金をやめる問題であります。

南知多町は、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会に毎年約3,000円支出しております。リニア工事は、未解決な問題を後回しにしての巨額な国費、県負担金を生む強引な計画です。既に談合等も明らかになっております。採算は赤字とも報道されております。地元住民の反対の声も上がっております。

経済性、採算性、地震大国の中、難工事の活断層の工事方法、大量の残土など、地下水の処理、そして大井川の水がれの懸念、原発1基分とされる電力の消費量、電磁波の問題、そして岐阜のウラン鉱床堀削問題がまだ未解決のままの状態であります。原発と同じく将来に禍根を残すことが予想される負担金はやめるべきです。

第4の問題は、南知多町職員の労働安全衛生の徹底と適正な労働時間の適正な管理の徹底がなされていない予算という問題です。

先ほどの条例の関係でお話ししましたが、職員福利厚生費の使い方で産業医報酬額は年間13万円が引き上げられ、面接指導費が27万円に引き上げられています。この予算は昨年から比べれば大幅な前進でございます。この引き上げには、さきの条例で賛成したように大賛成であります。

これにより、具体的な産業医による労働安全衛生規則15条の産業医の職場巡視は毎月実施し、また労働安全衛生規則第18条の2で、これも毎月実施することになっている安全衛生委員会への産業医の出席をぜひ実現してほしいものです。

しかし、この予算額で労働安全衛生法に基づく役場職員の健康管理との労働安全衛生にかかわる体制が確保できるのでしょうか。

産業医の配置や面接指導体制の構築は適正な労働時間把握があつてこそです。先ほども言いましたが、職場労働者の健康を守るために、時間外100時間以上の労働者は、法律で医師との面接指導を受けさせることになっています。義務づけであります。そのための100時間をはかるための客観的な記録方法であるタイムカードやICカード等は設置されておらず、町長が日常的に適正な勤務時間管理をしていたという客観的な記録用紙も現在では作成されておらず、今後作成されるのでしょうか。これは安全衛生規則52条2の2を遵守する問題であります。

目視、朝礼、出勤簿の捺印、パソコンの立ち上げ、時間外勤務命令簿の点検で時間外把握をすると、このようなことを当局は言っております。個々の職員の具体的な労働時間把握が適正にできるとは思われません。

南知多町の正規も非正規も職員も適正な労働時間管理と労働安全衛生体制がなされる具体的な取り組みのためには、直ちにお金をかけて、タイムカード、ICカードの導入予算も必要です。町長には、労働安全衛生法と労働基準法がより守られる南知多町役場をつくっていただくことを期待するものです。

第5の問題は、都市計画審議会、国民健康保険運営協議会、介護保険運営協議会にかかわったさまざまな審議会、協議会委員の中の町議会議員が入っている場合の報酬はなくすべきであると、そのような考えです。

30年度も、各種審議会の委員への報酬は、審議会1回で約1人当たり6,300円ほどの報酬額が予定されております。議員選出の委員にも報酬の支出がなされるとしており、これは適正でしょうか。議員は、既に議員職として報酬を受けております。さらに、審議会の数時間のための約6,300円の報酬を受け取ることは、税金の二重取りとしての町

民の批判を免れないものであると考えます。別物であるとの反論もあると思いますが、少なくとも町議会議員選出の委員は無報酬とするべきであると考えます。

この問題は、審議会や協議会の本来の役割を再度見直し、条例改正や運用のあり方を見据えて、今後抜本的に見直していくことが必要です。

国保は、公益を代表とするものが全て議員としての任命になっております。議会としてのチェック機能を果たすべく、議員に既にあらかじめ保険料や税金を談合させるような組織でいいのでしょうか。武豊町や美浜町では法的縛りのある都市計画委員は2人程度の議員代表のみ入れていますが、納付額等を話し合う国保、介護の審議会には議員代表は入っておりません。当然無報酬です、入っていても。住民の立場から、審議会、協議会にするために、報酬のあり方、委員選出のあり方を今後も厳しく問うことが必要と考えております。

次に、第6に、予算書に見られる負担金支出の妥当性と曖昧さに疑問が残るという点であります。

この決算書を見るとさまざまな負担金があります。特に、空港を核とした知多地域振興協議会負担金について、さきの答弁ではIR法との関係がないとのことですが、今後の国の動き、愛知県の動きがどのように変化していくのかわかりません。

大村愛知県知事は、リニアを起爆剤とするスーパーメガリージョン開発を進めようとしております。もし、カジノを中心とした展示場計画等の負担金にかわるならば、即刻撤退すべきです。空港にギャンブル依存症を生み出すカジノは要りません。

今回9月議会の私の提案を受けて、昨年支出していた第2款総務費の一般企画費の中の負担金、行財政東海懇談会負担金12万9,600円が削られました。勇気ある決断だと思います。

しかし、まだまだよくわからない負担金が余りにも予算全体の款にわたって多過ぎると感じます。今回は、8款土木費、181ページにある土木一般管理費の負担金について問います。

知多建設協議会負担金10万円、県治水砂防協会負担金7万9,000円、県河岸協会負担金1万3,000円、県道路整備促進協力会負担金2万4,000円、日本道路協会負担金3万円、県名古屋市道路利用者会議負担金6,000円、県市町村道整備促進期成同盟会負担金7,000円、全国海岸協会負担金3万円、東海環状地域整備推進協議会負担金5,000円、知多地区道路整備促進期成同盟会負担金4万6,000円、衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金2

万2,000円などと、同じような会と思われる期成会とか会が並んでおります。本当にこの負担金が南知多町において必要なのでしょうか。

総務課の方が今回チェックし削られたように、無駄な支出になってはいないでしょうか。どうしても要るもの、要らないものを南知多町として再度、その負担金の必要性、額を精査し、ばっさり切るところは切る、そしてまたは多過ぎる負担金は、リニア新幹線の負担金は以前は5,000円だったところが今は3,000円になったように、減額の要請もすべきであります。

続いて最後に、第7、マイナンバー制度の移行は、多額の予算の支出は問題であります。

個人番号カード交付事業は、国が多額のお金をかけて南知多町にも強制してきております。マイナンバー制度は、一步間違えると個人のプライバシーを国が管理、統制することにつながります。今、限定された利用方法で便利さを強調してはおりますが、将来的には、個人の預金、通帳、経歴、全てにわたって統制管理を狙っています。南知多町のマイナンバーの発行数は、28年度でもわずか956枚です。既に全員に番号を付与していても、全てに渡すことのできない時点で、この制度は破綻していると言えます。南知多町として撤退すべきです。

マイナンバーは強制できません。年金受給者に対して扶養親族申告書等にマイナンバーの記載を求める文書などが送付されておりますが、年金機構は、マイナンバーの記載がなくても申告書を受理することを確認しております。その旨を南知多町としても住民に周知することが重要であると考えます。

また、最近、総務省2017年12月15日住民税特別徴収税額決定通知書に、当面はマイナンバーを記載しないことを自治体に通知しております。総務省は、決定通知書は2017年度から様式を変更し、番号記載を自治体に指導してきていました。しかし、2017年度の上半期に個人番号漏えいが273件発生し、66件だった前年の4倍に上がるということが判明しました。そのうち過半数の152件が決定通知書の誤送付等が原因によるもので、自治体に番号記載の指導をした総務省の責任が問われておったんです。そのため、この見直し通知がされております。個人番号漏えいと番号を提出していない従業員のプライバシー権限を、侵害を守るためにも、南知多町として厳格な管理が求められております。

以上をもって反対討論を終わりたいと思います。各議員の賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第21、議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第24号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、退職被保険者等療養給付費の減の理由は、制度廃止の経過給付でよいか。また、現行の加入者がいると仮定した場合、何年度まで対象者がいるか。答弁としまして、退職者医療制度は、会社等を20年間以上勤めた方が国民健康保険に加入した場合、60歳から65歳までの5年間の適用となります。まだ、制度の廃止が平成27年4月に始まったので、5年後の平成32年3月に対象者がなくなる予定です。

次の質疑としまして、後発医薬品差額通知書の通知基準は何か。答弁としまして、20歳以上の被保険者で先発医薬品と後発医薬品との1薬剤当たりの差額が100円以上となる方に、それぞれの薬剤の差額のわかる通知を愛知県国民健康保険団体連合会に委託製作しています。平成30年度では年に4回発行し、1回当たり約400通を対象者に郵送する予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算について、この特別会計について、反対の立場から討論いたします。

先ほど国保税改定について否決されました。これは大いに問題があると思います。国保会計は、ことしから県単位化となります。さきに述べたように、県で唯一高い15万円台という高い保険税です。町長は、南知多町独自の人間ドックを導入し、医療費削減に努力しようとしていることは評価できます。

しかしながら、さきの条例のときの論議でも明らかにしたように、繰越剰余金や一般会計からの繰入金、そして財政調整基金等を工夫すれば、さらにもっと住民が払いやすい国保税に引き下げることができます。町民の皆さんが安心して払える国保税となるはずですが、その努力がされていない特別会計となることについては反対であります。このままでは、南知多町の1,580世帯、45.6%の家庭で30年度は値上げとなってしまいます。

とりわけ、今回、資産割をなくしたために、これまで資産割を払っていなかった世帯が大きく負担増となります。もっと一般会計をふやして、そして払いやすい国保税にするために、この国保会計に対しては反対をします。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第22、議案第25号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第25号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修の特例とは何か。また、見直しの内容は何か。答弁としまして、特例とは、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の均等割額を軽減することをいいます。見直しの内容は被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の均等割額について、平成30年度は5割軽減されますが、平成31年度には、本則どおり資格取得後2年間は5割軽減、3年目以降は軽減なしとなります。

次の質疑としまして、歳入歳出ともに530万円減っているのはなぜか。答弁としまして、主な理由として、保険料額の減額によるものです。後期高齢者医療保険の保険料は2年ごとに見直されますが、平成30年、31年の保険料率が減額改定される見込みであるため、保険料収入が減額となると見込みました。徴収する保険料が減れば、愛知県後期高齢者医療広域連合への納付する保険料等負担金が減額となるので、歳出も減となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 平成30年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第23、議案第26号 平成30年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第26号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護事業者管理システムとはどのようなものか。答弁としまして、介護事業者管理システムは介護サービス事業者の指定管理業務のためのシステムで、愛知県及び愛知県国民健康保険団体連合会と介護サービス事業者の指定に関する情報の共有を図るものです。

愛知県国民健康保険団体連合会が介護給付費等の審査支払い業務を行う際に、介護サ

ービス事業者の基本情報や加算などの情報と介護サービス事業者からの請求情報の突合などに利用します。

次の質疑といたしまして、地域包括支援センター運営協議会と地域包括ケアシステム推進協議会はそれぞれどのような性格の協議会か。答弁としまして、地域包括支援センター運営協議会は、役場に設置されている地域包括支援センターの運営について協議をしていただくものです。地域包括ケアシステム推進協議会は、2025年を目途に本町における地域包括ケアシステムの構築を目指して、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備等の取り組みなどについて協議をしていただくものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第27号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第24、議案第27号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第27号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、事業費が増額となっている理由は何か。答弁としまして、増額の主な理由としては、処理施設の老朽化が進行していることにより施設の機能保全計画を策定するために計上させていただいた委託料によるものであります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第28号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第25、議案第28号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第28号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、駐車場補修工事設計業務委託及び駐車場入り口部改修工事とは何か。答弁としまして、駐車場補修工事設計業務委託は、立体駐車場において塗装やデッキプレート等の補修を行うための詳細設計を委託するものです。また、駐車場入り口部改修工事は平面駐車場において事故防止のため、入り口部を拡張するための工事です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第29号 平成30年度南知多町水道事業会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第26、議案第29号 平成30年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第29号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、平成30年度の1日平均給水量を9,022立方メートルとしているが、愛知県が承認した1日最大給水量はどれだけか。答弁としまして、平成30年度の1日最大給水量は1万2,700立方メートルで承認を受けています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第30号 平成29年度南知多町一般会計補正予算(第7号)

○議長(藤井満久君)

日程第27、議案第30号 平成29年度南知多町一般会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第30号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の国県支出金等返還金が約900万円となった理由は何か。答弁としまして、国から、この事業費補助金概算払いとして2,500人分の給付金7,500万円を受け入れしました。これに対して、事業実績として2,194人に支給し、給付総額は6,582万円となったため、その差額が900万円となりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長(鈴木浩二君)

ただいま上程されました議案第30号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第28 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第28、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成30年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、どうも御苦

労さまでした。

[閉会 11時30分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 服 部 光 男

署 名 議 員 吉 原 一 治